

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業所の概要

事業所名	やまゆりホーム
所在地	横浜市鶴見区獅子ヶ谷2丁目15番18号
事業者指定番号	神奈川県 1470100056号
管理者・連絡先	岡村 真弓 TEL: 045-583-1833
サービス提供地域	鶴見区、港北区師岡町、樽町1～4丁目、菊名4～6丁目
併設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、通所介護、横浜市通所介護相当サービス

2. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。	1名 (常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)
介護支援専門員	介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。要介護者からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画(以下ケアプランとする)の作成を行います。また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います	4名 (常勤兼務職員2名、管理者と兼務、併設サービスと兼務常勤専従職員1名、非常勤専従職員1名)
事務員	居宅介護支援事業に係る必要な事務を行う。	1名 (常勤兼務)

3. 業務日及び時間

業務日	業務時間
月曜日～金曜日まで(祝日は営業) ただし、12月29日～1月3日までを除きます	午前9:00～午後5:30まで

4. サービス内容

- ① 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- ② サービス事業者との連絡調整
- ③ 居宅サービス計画（ケアプラン）の実施状況の把握
- ④ 市町村への連絡・調整等
- ⑤ 介護保険施設の紹介、その他便宜の供与
- ⑥ 複数事業所の紹介及び事業所の選定理由を求めることが出来る

5. サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。ただし保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合には、一旦厚生労働大臣の定める基準の料金をお支払い頂きます。当事業所からサービス提供証明書と領収書を発行いたしますので、このサービス提供証明書と領収書を後日お住いの区市町村の窓口へ提出して頂くと、後日払い戻しを受けることが出来ます。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合にも、事業所が負担いたします。（ご利用者にご負担いただくことはありません）

6. 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として相談を受付けてから7日以内に利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 適正な保健福祉サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、提供されたサービスが特定の種類又は特定の事業者により偏ることのないように、公正中立にケアプランを作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。
- (3) 事業所の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス・ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮いたします。
- (4) 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備します。
 - (ア) 採用時研修採用後：6ヶ月以内
 - (イ) 定期研修：年2回

7. 公平中立について

当事業所におけるケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

8. 秘密保持

事業所及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。ただし、ケアプランを作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後及び職員の退職後も継続します。

9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 事故発生時の対応方法について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

11. 相談窓口、苦情対応

○ 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

電話番号 : 045 - 583 - 1833

ファックス : 045 - 583 - 0847

担当者 : 特別養護老人ホーム生活相談員 勝野考成 ・ 長岡香菜

その他 : 相談・苦情については、担当者、管理者及び介護支援専門員が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者及び介護支援専門員に引き継ぎます。

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横浜市 横浜市はまふくコール (横浜市苦情相談 コールセンター)	電話番号：045-263-8084 対応時間：月曜～金曜日 9:00～17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連) (介護保険課介護苦情相談係)	所在地：横浜市西区楠町27番地1 電話番号：045-329-3447 対応時間：月曜～金曜日 8:30～17:15
鶴見区役所 (高齢障害支援課)	所在地：横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 電話番号：045-510-1770 ファックス：045-510-1897 対応時間：月曜～金曜日 9:00～17:00
港北区役所 (高齢障害支援課)	所在地：港北区大豆戸町26-1 電話番号：045-540-2325 ファックス：045-540-2396 対応時間：月曜～金曜日 9:00～17:00

12. 運営法人の概要

名称	社会福祉法人 横浜鶴声会
代表者名	理事長 晝間 靖裕
法人本部所在地	横浜市鶴見区獅子ヶ谷2丁目15番18号
実施事業の概要	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・通所介護事業・短期入所事業・指定居宅介護支援事業・横浜市駒岡地域ケアプラザの指定管理者 えみ保育園
事業所数	3ヶ所

【説明、同意、交付欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し交付いたしました。

事業者 事業者名 やまゆりホーム

説明者 氏 名 _____ 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者 氏 名 _____ 印

代理人又は立会人

氏 名 _____ 印

続 柄 _____